2．認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の関係

3．エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理

4．認定管理統括貨客輸送事業者となる者及び管理関係貨客輸送事業者となる者の輸送能力の合計

事業者名	輸送区分	年度末	輸送能力	
			両、台、総トン	車両数に換算した数
輸送能力の合計				

【備考】

1　輸送区分の欄には 1.鉄道による貨物の輸送 2.事業用貨物自動車による貨物の輸送 3.自家用貨物自動車による貨物の輸送 4.船舶による貨物の輸送 5.鉄道による旅客の輸送 6.乗合自動車による旅客の輸送 7.乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送 8.船舶による旅客の輸送 のいずれかの番号を記載すること。

2　全ての輸送区分について記載すること。

5．その他

【備考】

この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。